

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

秘 未定稿

昭和二十二年度及び二十三年度國民資力につづく(理二二九一)

字本
為る位に力をもつ

- 一 總括
- 二 生産國民所得と實質所得
- 三 分配國民所得と階級内の分配と個人間の分布
- 四 國民資力の配分

總括
昭和二十二年及び二十三年度の國民所得と生産面と分配面とから觀察するに、左の諸点が暫
取される。

(一) 生産國民所得において、その實質所得は、昭和十年を基準として、昭和二十二年及び二十
三年度においては、いづれもいまだ十年の二分の一に及ばず、このような國民所得の實質的
低下は、特に工業所得の激減に起因するものと判定される。しかるに貨幣所得は、インフ
レーションの進展に伴ひ、二十二年及び二十三年度は十年に比してそれを水約一四三増及
び三三八倍に上昇するものと予想される。

(二) 所得分配においては、所得階級の傾向が顕著であつて、勤勞所得は國民所得の約三分の一を
占めるにすぎず、所得金額の五〇％はわずか一七名の人員が占めてゐる。これまたインフレ
ーションの影響を表わすものがある。地方低額所得層の増大の傾向は、消費性向の上昇、レ
向

たかつて貯蓄性の低下する傾向を示している。

(一) この様な経済の地盤において、國民實力の配分を考慮すると、左の諸表が注目される。國民所得の名目的増大とともに、國民消費は膨脹するが、貯蓄増加はこれに伴わず、既存資本に喰ひ込むことによつて國民實力の名目的増加を維持している。生産財生産が原材料不足による不振を脱しないために、實質的には員の投資にすぎない各目的投資によつてさらに名目的國民實力は増大の一途を辿りつゝある。

(二) 物價上昇に伴い、財政支出、産業投資及び國民投資は、たかいに影響しつつ上昇を待つてゐるに反し、資金選流は甚しく不振であつて、通貨増発の趨勢はなほ進行を續けてゐる。

三 生産國民所得

昭和二十二年度及び二十三年度産業別國民所得と實質所得と貨幣所得とに分けて推計を試みれば、それをつぎのように觀察される。

(一) 實質所得 (昭和十年價格基準)
 昭和十年度の價格を基準として二十一年乃至二十三年度實質國民所得の推計の結果は左表のようになる。(單位百万円)

水産	農業	昭和十年	二十一年	二十二年	二十三年
(一〇〇)	(二六)	(一九二)	(九〇)	(一三八)	(一九二)
(一〇〇)	(一〇〇)	(一一五)	(一四五)	(一七三)	(一七九)

金業	工業	商業	交通	公債	家務	國家	國際	合計
(一〇〇)	(一〇〇)	(三六)	(一〇六)	(一三六)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一四五八)
(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇六)	(一〇六)	(一三六)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一四五八)
(一〇〇)	(一〇〇)	(三六)	(一〇六)	(一三六)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一四五八)

(註) この推計は農水産工業及び交通業については物的方法により、公務自由業及び家事業は人的方法によつてある。國際收支は一應均補するものと仮定してある。

(イ) この基礎資料：推計方法及び各業種の内譯の詳細は参考附表Iによつて見られたい。

(ロ) これによつて改定は、昭和二十二年實質所得は十年度の五割七分、二十三年度は六割五分となつてゐる。人口増加を考慮して國民一人当り實質所得を算出すれば、二十二年

度及び二十三年度は十年度のそれぞれ五割五分と五割六分と相当する。

(ハ) さらに業種別所得の構成をみるに、十年水準を越えるものは、農業及び水産業所得の改

であつて、工業所得の低減は特に著しく、二十二年度は十年の三割六分、二十三年度は

四割四分となつてゐる。實質國民所得の一般的低下は、まさにこの工業所得の激減によるものと云うべく、そしてその低下は資本設備の喪失損耗によるよりは、むしろ原料入手困難によるものと觀察される。なお金産業を通じて生産財生産は消費財生産にして一概に不振である。

(一) こゝで注意すべきことは、推計の基礎資料たる生産見込量（経済安定本部「物質供給力研究會第六次案」等）は、工業及び交通業において主としてとらへられたる炭の配炭見込量によつて生産量を推定してあるためことに工業生産量はやや過大に見積られ、また最近の各業種の所得率は戦時中から原価償却等を充分に実行してゐないため、これまた過大であつてはなかつた眞の實質純所得は、十年度と比較してさらに低いものと推定される。

(二) また國民所得の約三分の一を占める農業所得において昭和十年の生産量は二十一年以降に比して過少に計上されたため、農業生産の回復率はやや急速に過ぎ、工業の累年の増加率もまた過大と考へられる。いづれにしても實際は一番低位にあるものと推定される。

(二) 貨幣所得

(1) 前項で推計した實質國民所得に物價の騰貴率を乘じて、當該年度價格に換算すれば、貨幣所得はつゞぎのようになる。（單位百万円）

前年度	昭和十年	二十一年	二十二年	二十三年
實質所得	一四五二八	六九〇六	八二八九	九三八五
物價騰貴率	一〇〇	四四九	一四二五	二三七五
貨幣所得	一四五二八	三一〇〇七九	一八八一一八三	三二二八九三八

(1) 二十二年八月以降の物價騰貴の推定は、二十一年九月以降二十二年七月までの物價騰貴を示す二次式 $29.86 + 1.47x + 0.002x^2$ （ただしxは月数）に従ふものとして算出した。

(2) 實際物價は、商公取引量の比率を三対七として昭和十年基準で推定したものである。前項(一)に注意したように、實質所得が過大であることと昭和二十二年八月にいたつて物價の騰貴率がやや鈍化したことによつて、二十一年以降の貨幣所得額は實際は右の表よりもやや低いものと推定される。本表の推定額と次の(三)の方法による推定額とを比較するに、後者が二十二年追加決算の影響を考慮に入れてゐるにもかかわらず、なほ近似してゐるのはこのためである。

(三) 物價の変動を別途に考察すれば、つぎのとおりである。二十二年度において追加決算へ五〇〇億円の計上せざるものと假定し、それによる日銀券の増発額を推計すれば左のようになる。（單位億圓）

1	二十二年三月末日現在発行額	一、一五七
2	當初予算による公債発行及び借入金予定額	三、八〇〇
3	附産税見返借入金	一、二一五
4	追加予算による公債発行見込額	六、七七七
5	産業資金予定額	一、四〇〇
6	合 計 (ノ、イ、ウ)	三、七三九
金融機関資金増推定額		一、一〇〇
差引二十二年三月末日現在発行推計額		二、六三九

六

すなわち、二十一年度末の日銀券発行額一、一五七億円に、二十二年度中の政府及び民間関係資金撤布推定額三、三九億円を増算すれば、三、七三九億円の通貨発行額となるが、他方資金還流による金融機関の資力増増額と資金撤布額の約四〇%の差すなわち一、一〇〇億円程度と推定すれば、これを控除した約二、六三九億円が二十二年度末の日銀券の発行推計額となる。

これは二十一年度末の日銀券発行額に比して三三%の増加にあつて、インフレーション昂

二内

進期には物價騰貴は通貨増発を上廻る傾向があるから、物價は二十二年度末までに二・八倍程度に上昇するものと推測される。それによつて二十二年度平均物價を求めれば、間公取引量比率を三・七として昭和十年の一・五三・三倍となり、名目的國民所得は一、二五四一億円となる。

(い) 以上の貨幣所得によつてみれば、戦後インフレーションの進行より、二十一年度物價は十年に比して約四五倍、二十二年度は約一四三倍となり、この趨勢の續行する限り、二十三年度は約二三八倍となるであらう。たとえ、外資導入の効果はあらわれずとも、それは二十三年度下半期以後においてであらうから、その総率とやや緩和するにすぎないものと觀察される。

三 分 配 國 民 所 得

昭和二十二年度及び二十三年度の分配國民所得と、階級別所得分配と、個人間の所得分布とに分けて推計を試みれば、それぞれつぎのように觀察される。

(一) 個人支拂所得と法人留保所得等の推計

個人支拂所得と法人留保所得等とを國民所得の分配面において推計すれば、左表のとおりである。

昭和二十二年三月末日現在発行額
一、一五七億
三、七三九億
二、六三九億

分配國民所得の推計

(單位 百萬圓)

項目	昭和二十一年度	二十二年度	二十三年度
一 勤勞所得	一二三〇二一	三五四七六〇	七二二六六一
(1) 農	一五五八一	四七八九	九一三二
(2) 林	五五六二	一七九五四	三四三七六
(3) 水産	四五〇七一	二二九六三	五一一一二
(4) 工業	一一六九三	一八四五八	三七三二一
(5) 商業	二〇一〇三	二六八五五	二〇九〇五九
(6) 交通	二四九一一	四三、一〇一	五三八一六
(7) 公務	二〇、一〇三	五四五六七	一〇六四三六
(8) 公勞	二四九一一	五一七〇一	九八六三二
(9) 家事	三〇六、二〇四	二二一三	四二三二
(10) 其の他の産業		八六三四	一七一三〇
(11) 賃		八八三〇七〇	一七八九、一八二
二 業種所得		二八〇、九一一	五二三、四四六

再二外

項目	昭和二十一年度	二十二年度	二十三年度
(2) 林業	一一三五三三	二六八〇五	三三、一七六
(3) 水産業	七九五三	一四二六七	三一、七五八
(4) 工業業	七〇、一七	四七七〇	九、一五四
(5) 商業業	五三七八二	二〇、三六一八	四〇七、八三二
(6) 交通業	四四、六四一	一五七七九四	三一、五三〇八
(7) 公務業	九七六七	一四四、一九六	三五五、二七五
(8) 公勞業	一四一〇	二四七六三	四六、二四七
(9) 公勞自甘業	一一〇九二	三八一九	七、四六一
(10) 公勞自甘業	一〇、六五五	三〇、八二四	六一〇、二五
(11) 法人及び官公所得	五八四一	一六、六九七	六三、六〇〇
計	四四、五八一	一、二八四、三五一	三六〇、八三五二

(註) この推計の基礎資料及び推計方法については、参考附表Ⅱを参照されたい。

これによつてみれば

- (イ) 昭和二十一年度の個人所得と官公法人所得との比は八七%対一三%となつてゐる。(註一)
- (ロ) さらに個人所得中勤勞所得と業種所得との比は、二九%対七一%であつて、このように勤勞所得の分前が戦前に比して相対的に低下してゐるのは、インフレーションによる所得の

偏在に起因するものであり、インフレーションの進行する限り、この比率には大差ないものと推測される。(注 2)

(イ) 注意すべきことは、この分配所得において、二十一年度の推計が相当過大であり、且つ二十二年度から二十三年度にかけて所得が物価と同一の増加率を上昇すると仮定したため、ことに勤労所得などが過大に見積られていたことである。

(註 1) 昭和五年の租人の所得の割合は九六・六%、十年の割合は九七・七% (内閣統計局調) であつた。

(註 2) 昭和五年の勤労所得の割合は五四・九% (上方博士推計) であつた。(ただしそこで農林水産業の勤労所得は含まれていない。)

(二) 租人間の所得分布

租人間の所得分布の状態はつぎのように観察される。

(1) 昭和二十二年所得税収見込(主税局調)によれば、低額所得者層の五〇%の人員の所得金額が全体の約二五%を占めてあり、したがつて残りの五〇%の人員が全体の所得金額の約七五%を占めていることを示している。金額が異なり、低額所得層は金額の五%をもつ人員は約八三%の多さに達し、残りの五〇%の金額がわづか三七%の人員によつて占められている。

(2) なお、所得年額約四〇万円以下と五〇〇万円以上の所得層とがインフレーションの影響で増大しているのに反し、中間所得層の所得は低下の傾向を示している。

三内

(ハ) 財産税、独占禁止法、企業整備等の実施によつて低額所得層の増大につれて、一般に消費傾向は上昇し、したがつてまた貯蓄傾向の低下する傾向を示している。

(ニ) 以上の二十二年度の傾向はインフレーションを持續する限り、一層顕著になるものと推測されるが、二十三年度下半期において経済が一應安定することとも、全体の傾向においては殆んど変りないものと推定される。

四 国民資力の配分

(一) 国民資力(すなわち既存資本(含む)の配分を推定すればつぎのようである。昭和二十一年度及び二十二年度の国民資力の推定(單位億円)。

年 度	政 府		産 業 投 資	民 間 資 力	国 民 資 力	總 貯 蓄	貯 蓄 率
	所得税額	政府用費					
二十一年度 (二十二年 当分)	二一八	八七一	六五五	二六二	四三六	三四九	八〇%
二十二年 (二十三年 当分)	二四四	一三八五	九〇〇	五〇九	七六七	六四八	八五%
二十二年 (二十三年 当分)	四九七	二八二一	一四〇〇	七九二	二六四七	七五〇	八五%

(表一) 二十一年度及び二十二年度財政支出内訳は左のとおりである。(単位億円)

年 度	國庫財政	同 上		地方財政	合 計
		一般會計	特別會計		
二十一年度	1,020	957	63	69	1,089
二十二年度 (当初予算)	1,383	1,145	238	446	1,629
追加予算計上	301	269	327	299	331

ただし二十二年度特別會計(當初)は、鐵道一三七億円、通信七四億円、その他二七億円の合計であり、二十二年地方財政は当初予算において稅收一六六億円、地方債及び借入金八〇億円合計二四六億円をもちて支出の推計とした。

追加予算は、一般會計一五四億円特別會計八九億円、地方財政五三億円と推定した。地方財政追加予算計上による増収を算入しない。

(註三) 政府投資と政府消費の割合は歳出内容によつて區別し、且つ民間の投資と消費との比率に對應するものと仮定した。

以上について次の諸表が参照される。

(イ) 昭和二十二年(追加予算を含む)の財政の國民實力に占める割合は今後増大すると推測されるが、その歳出内容において歳收ことに民生安定費等の救済的経費の増大に伴ひ、直

三外

(ロ) 接消費面に向う入件費が漸増している。二十一年度において數回にわたる追加予算が計上され、申請と同様に民間においても賃銀給與の増加による入件費の急増及び原料の値上り等に伴つて産業資金もまた増加と余

(ハ) 二十二年政府府庫預金は一八二億円(註三)と見られるが、これと産業資金約一四〇億円の合計三二二億円が貯蓄目標額となる。しかるに金融機関の實力増額は、對

(ニ) 二十二年の金融は政府民間の資金放出額の約四〇%金融機関に還流すると推定した。適合の金額一〇三億円と近似しているから實力増は、一〇〇億円を越えないものと推定される。したがつてこの差額約一四八億円の通貨増額とみるであらう。

(ホ) 財政支出の膨脹に伴う國民實力の増大と通貨増額による購買力の増大と相まつて一般物価の騰貴をひきおこしている。

(ヘ) 以上の諸表は二十三年度にかけてもまた持續すると予想されるので、二十三年度地方財政支出、産業投資及び民間消費の趨勢は二十二年度とほぼ同一内容で進行するものと測定される。

(ハ) たした諸消費の結果による賠償膨脹と貿易再開の状況等によつて、財政支出、産業投資及び國民消費の比率はかなりの変動を及ぼすであろうが、その實際の効果は二十三年度下半期以後であろうと觀察される。

四内分

中斷

(註三) 當初豫算赤字三八〇億円、新産税見込増入金二五億円及び追加豫算の赤字六七
七億円の合計六一八二億円である。

目一

正持稅	二	一〇
以得稅	一〇	一〇
增加稅	一〇	一〇
稅收	一〇	一〇
法人稅	三	一
其他稅	四	一
總計	三〇	三〇
煙草收入	三〇	三〇
振興稅	一〇	一〇
酒稅	三	三
入稅	五	五
傳抄稅	六	六
清淨稅	二	二
印稅	一	一
其他稅	一	一
總計	一八	一八

五二四

正持稅	二
以得稅	一〇
增加稅	一〇
稅收	一〇
法人稅	三
其他稅	四
總計	三〇